

趣味判断の範例的必然性をめぐって

——カント趣味論の一側面——

千葉 建

I・カントは『判断力批判』（一七九〇年）において、周知のように、美しいものを判定する趣味判断を四つの契機にしたがって分析している。すなわち、「質」「量」「関係」「様相」の各契機に応じて、趣味判断の「無関心性」「主観的普遍妥当性」「主観的合目的性」そして「主観的必然性」が説明されている。ところでカントは、趣味判断の第四契機をなすこの特殊な種類の必然性を、「範例的」(exemplarisch)必然性とも呼んでいる。だが、「範例的必然性」とは、あるいはそもそも「範例的」とは、どういう事態をさすのか。「範例」という経験的な、その意味で偶然的なものに対して、いかにして必然性が認められるのか。本稿の目的は、この範例的必然性の意味と射程を見定めることにある。

われわれはその際、『判断力批判』の後に出版された『人倫の形而上学』（一七九七年）においてカントが行なっている「範例」(Exempel)と「実例」(Beispiel)との区別を導きの糸として、その解釈を行なうことにしたい。趣味判断においては、範例としての側面と、実例としての側面がともに含まれており、

その絡み合いを解きほぐすことによって、趣味判断の範例的必然性の特殊性が明らかになると思われる。

一 範例と実例

既述のように、カントは『人倫の形而上学』において「範例」と「実例」とのあいだに区別を認める¹⁾。

「実例」というドイツ語の単語は、たいてい範例の代わりにそれと同義的なものとして使用されているが、これと同じ意味なのではない。なにかに範例をとることと、ある表現が理解できるようにある実例をあげることは、まったく別の概念である。範例とは、ある行為が実行可能または実行不可能であることを²⁾実践的規則が表象するかぎりで、実践的規則の特殊な事例である。それに対して、実例とは、諸概念にしたがう普遍的なもの(抽象的なもの abstractum)のもとに含まれると表象された特殊なもの(具体的なもの concretum)でしかなく、ある概念のもつ

ばら理論的な描出なのである」(VI, 480)。

「範例」は「実践的」なものに関わり、「実例」は「理論的」なものに関わる。さしあたりそのように特徴づけることができるように思われる。しかしこうした区別は、対象領域の相違というよりもむしろ、それぞれの機能的な相違に基づいていると言へべきである。⁵⁾「範例」も「実例」もともに「規則と事例の關係」(Regel-Fall-Verhältnis)⁶⁾に基づいて解釈されていると言える。だが、ここで注意すべきであるのは、「事例」(Fälle)のもつ二義性である。「範例」と「実例」がそれぞれ「事例である」と言われるときには、「事例」という言葉の内幕が異なっているのである。

まず、理論的なものに関わる「実例」がどのような機能を果たし、またいかなる事例であるのかを見てみたい。

カントは実例について、「ある概念のもつばら理論的な描出」であると述べている。この「描出」(Darstellung)とは「感性化」(Versinnlichung)を意味している⁷⁾。そして、ある概念を感性化するのには、その概念に「実在性」(Realität)を与えるためである。つまり、ある概念が、たんに概念的で空虚なものではなく、実在的で有意味なものであることを示すためである。ところで、「われわれの概念の実在性を立証するためには、つねに直観 (Anschauung) が必要とされる。概念が経験的概念であるならば、直観は実例と呼ばれる」(VI, 35)。したがって、実例とは、ある経験的概念の客観的実在性を立証する感性的直観なのである。そして、そうした実例をあげることはじめて、

われわれは「ある表現が理解できる」ようになるのである。

また、そうした事態を判断の包摂關係によって表現するならば、ある経験的概念に対して、それに対応する直観が与えられるとき、その直観はその概念のもとに含まれる、と言われるのである。上記の引用文、「実例とは、諸概念にしたがう普遍的なもの (抽象的なもの *abstracum*) のもとに含まれると表象された特殊なもの (具体的なもの *concreatum*) でしかない」という文は、「概念と直観」の關係を、「普遍的なものと特殊なもの」および「抽象的なものと具体的なもの」の關係で言い表わしたものである。これはまた「規則と事例」の關係で言い換えることもできる。その場合、概念が規則となり、直観が事例にあたるので、それゆえ、その事例は規則のもとに含まれる、と判断されるのである。ここで注意しなければならないのは、「もとに」(unter) という表現である。すなわち実例とは、「規則のもとにある事例」(der Fall, der unter der Regel steht)⁸⁾なのである。つぎに、実践的なものに関わる「範例」とはどのような機能を果たすものであり、またいかなる事例なのであろうか。

カントが「範例」を話題にするのは、「徳の教育」(Bildung zur Tugend) (VI, 479) を論じる場面である。すなわち、だれかの行為を「範例」とすることが、徳を教えるうえでどのような役割を果たすのが、問題にされるときである。ここでカントは、「他者がわれわれに与えるものは、徳の格率を基礎づけることができるが、また「他人の振舞いではなく、法則がわれわれの動機に用いられなければならない」と語り、「各人の実

実践性の主体的自律」を強調している (VI.480)。徳の教育に際して「規準」(Richthaf) (VI.480) を与えるのは、「範例」ではなく、あくまで「法則」である。それでは「範例の力」(Kraft des Exempels) (VI.479) はどうに存するのか。それに対して、カントは「善い範例(範例的態度)は、模範(Muster)としてではなく、義務に適ったことが実行可能であることの証明(Beweise)としてのみ用いられるべきである」(VI.480)と答える。「実践性批判」(二七八)ではより明確に、次のように述べられる。つまり、範例は「私に法則を突きつけるのであって、私がこの法則を自分の振舞いと比較すると、それは私のうぬぼれを打ちのめし、また私はこの法則が遵守され、それゆえ実行可能であることが行い(That)によって証明されているのを、目の前にみとめるのである」(VI.77)。範例としての「行い」は、守るべき法則と、それに則った行為の実行可能性の証明を、同時に提示する。両方が同時に開示されることではじめて、範例は、いわば具体的な規則として役立つのである。

こうした範例と法則との関係は、実例と概念との関係と、どこが相違しているのか。実例は概念の客観的実在性を立証するものであったが、それと同様の仕方、範例が法則の客観的実在性を立証することはできない。この場合、むしろ範例のような経験的なものによらずに、法則がそれ自身だけで客観的実在性を提示するのである⁴⁹⁾。そして、この法則にもとづいて、ある行為が善いものとして可能であり、あるいは悪いものとして不可能であると考えられるのである。つまり、こうした意味で

の行為の可能性ないし不可能性が、法則のもとにすでに含まれていると言えよう。さてこうして、以前に引用した「範例」の説明が理解できるようになる。それは次のようなものであった。「範例とは、ある行為が実行可能または実行不可能であることを実践的規則が表象するかぎり、実践的規則の特殊な事例である」(VI.480)。ここで明示的に述べられているように、「ある行為が実行可能または実行不可能であること」を表象するのは、「範例」ではなく「実践的規則」のはたらかぎである⁵⁰⁾。つまり、ある行為の実行可能性ないし不可能性は、すでに実践的規則のもとに含まれたものとして表象されているのである。しかしここでは、実践的規則のもとへのある行為の包摂は、あくまで「可能性において」なされる。それに対して「範例」とは、そうした包摂が「実際に(=行いにおいて)」(in der That)なされたことを提示するものなのである。言いかえれば、「範例」とは、行為にたいする規則の適用が実際に「生じた場合」(Ereignis)という意味での「事例」(Fälle)なのである。カントはこうした事例を「実践的規則の特殊な事例」と呼ぶのであり、「実践的規則のもとにある特殊な事例」とは呼ばないのである。すなわち範例とは、「規則の事例」(der Fall der Regel)なのである。

以上、「事例と規則の関係」をもとにして「実例」と「範例」の違いを見てきた。「実例」とは「規則のもとにある事例」であり、「範例」とは「規則の事例」であった。これを判断の包摂関係によって言いかえるならば、「実例」とは「規則のもとに包摂される事例」であり、包摂される「対象」を意味するの

に対して、「範例」とは「規則のもとへの包摂がなされた事例」であり、実際に包摂がなされた「事態」を表現していると言うことができるだろう。すなわち「事例」には「包摂の対象(Ⅱ実例)Ⅰ」と「包摂の事態(Ⅱ範例)」の両方を意味するという二義性がともなうのである。「事例」あるいは「包摂」が語られるとき、どちらの意味でそれが用いられているのかに注意しなければならぬ。

二 趣味判断の範例的必然性

これまでの分析にもとづいて、以下では「判断力批判」において論じられる趣味判断の「範例的必然性」を検討することにした。

カントが「範例的必然性」について語るのは、趣味判断の第四契機である「様相」を分析する場面である。ところが、ここでカントが「範例的」(exemplarisch)という言葉を用いるのは、わずか二箇所だけである。まず、第四契機の最初の節である「第一八節 趣味判断の様相とは何か」において、趣味判断の必然性が、理論的必然性でも実践的必然性でもないことを表明した後、次のように述べる。

「この必然性は、直感的判断のうちで考えられる必然性として、たんに範例的としか呼ぶことができない。つまりそれは、陳述できないある普遍的規則の一例とみなされる判断に対して、すべてのひとが賛同することの必然性なので

ある」(V237)。

もう一つの箇所は、様相を論じる最後の節、すなわち「第二節 趣味判断のうちで考えられる普遍的賛同の必然性は主観的な必然性であるが、それが共通感の前提のもとでは客観的と表象される」という節に見られる。ここでは、趣味判断の条件である「共通感」(Gemeinsinn)について論じつつ、次のように述べる。

「私はここで私の趣味判断をこの共通感の判断の一例として陳述し、またそれゆえに私の趣味判断に範例的妥当性を付与する……」(V239)。

つまり、最初に趣味判断の範例的必然性をテーゼとして立てておき、そこで「陳述できないある普遍的規則」と呼ばれたものが結局「共通感」であることを明らかにすることで、最初のテーゼを裏づけるとい構成になっているのである。したがって、途中の論証を追跡することによってはじめ、趣味判断の範例的必然性とはいかなるものかを解明することができる。

まず第一八節では、美しいものについて「それは満足との必然的な関係をもっている」(V236)と想定されることから、こうした必然性の特殊性が考察される。この必然性は直感的判断のうちで考えられる必然性であるため、規定された概念に基づくものではなく、それゆえ「理論的必然性」(V236)でも「実践的必然性」(V237)でもない。まして、判断があまねく一致するという「経験の普遍性」(V237)から導出された必然性ではありえない。経験的判断が必然性を基礎づけることはできな

いからである。こうしてその特殊な必然性は、上述のように、「範例的」必然性として提言される。

次の第一九節の標題は「われわれが趣味判断に付与する主観的必然性は条件つきである」というものである。ここでは趣味判断の必然性が判断の包摂関係から考察されており、詳細な検討に値すると思われる。この節はまず次のように始まる。

「趣味判断は、あらゆるひとに賛同を要望するものである。それなのに（自己）、あるものを美しいと言明するひとは、あらゆるひとが眼前の対象に賛意を与えるべきであり、その対象を同様に美しいと言明すべきである、と欲している」(V237)。

この箇所では、趣味判断自体がもつ要求と、趣味判断を下す判断者がもつ要求との間にあるズレが問題になっていると考えられる⁹⁾。カントはそれ以前に趣味判断の量の契機、すなわち満足の主観的普遍妥当性を論じた箇所¹⁰⁾で、趣味判断自体の要求を次のように述べている。「趣味判断そのものは、あらゆるひとの同意を要請するのではなく……あらゆるひとに、規則の一事例として、こうした同意を要望するだけである」(V216)。つまり「趣味判断のうちで要請されるのは、諸概念を介しない満足に因するこうした普遍的賛成にほかならず、したがって、同時にあらゆるひとに対して妥当するとみなされうるような、ある直感的判断の可能性にほかならない」(V216)のである。趣味判断自体は、あらゆるひとの賛同を実際に要求しているのではなく、その可能性だけを要求するものである。それに対し

て、実際の趣味判断者は、あらゆるひとに賛同の可能性を求めただけでなく、あらゆるひとの賛同を、しかも必然的に賛同すべきものとして求めるのである。そうしたズレの可能性の条件をめぐって、次のように述べられる。

「それゆえ、直感的判断におけるこのべきは、判定に必要とされる与件がすべて与えられたとしても、ただ条件つきでしか表明されないものである。ひとが、他のあらゆるひとの賛同を求めるのは、それに対するすべてのひとに共通な根拠をもっているからであり、実際、その事例が賛意の規則としてのこうした根拠のもとに正しく包摂されていることがつねに確かでありさえすれば、そうした賛同を当てにすることもできるだろう」(V237)。

最初の文、「それゆえ、直感的判断におけるこのべきは、判定に必要とされる与件がすべて与えられたとしても、ただ条件つきでしか表明されないものである」という文は、ズレの原因を一言で結論づけたものであり、その十全な意味は、次の文と組み合わせてはじめて理解可能になる。

まず「判定に必要とされる与件」とは、それまで「美しいもの分析論」の「質」「量」「関係」の契機で分析された「ある対象を美しいと呼ぶために必要とされるもの」(V203)を指すと考えられる¹¹⁾。すなわち、関心や概念によらない満足や、対象の主観的合目的性、あるいはそれに必要な認識諸力の調和などのことである。

だが、こうしたものがすべて与えられたとしても、直感的判

断の「べき」は「ただ条件つきでしか表明されない」とカントは述べる。ここで問題となるのは「条件つき」と訳した *bedingt* の意味である。われわれはここでアリソンの解釈を援用することにした。彼によれば、ドイツ語の *bedingt* は「条件つき」(conditional)とも「条件づけられた」(conditioned)とも翻訳することができるし、また「カントは純粹な趣味判断で主張される必然性のために両方とも要求しようとする」¹⁰⁾。「しかしながら、この文脈で要求されているのは、その必然性が適切な包摂による、という条件つき (conditional upon) であることなのであり、それがなんらかの原理によつて条件づけられている (conditioned by) ことではない。後者の意味では、すべての必然性が (無条件的な種類でさえも) 条件づけられているのである」¹¹⁾。それゆえ、われわれは趣味判断における包摂が成功してはじめて、その判断にあらゆるひとが賛同すべきであるという必然性を与えるのである。またそれが「われわれが趣味判断に付与する主観的必然性は条件つきである」という表題の意味なのである。

それでは、この包摂とはどのような包摂なのだろうか。いったい何が、何のもとに包摂されるのか。カントは先ほどの引用で、「その事例が賛意の規則としてのこうした根拠のもとに正しく包摂されていることがつねに確かでありさえすれば」と語っていた。したがって、そこで言われている「その事例」や「賛意の規則としてのこうした根拠」が何を指すのかをさしあたり考察する必要があるだろう。

まず、「その事例」(der Fall)とは何か。われわれが先に論じたところでは、事例には「規則のもとにある事例(＝実例)」と「規則の事例(＝範例)」の二つの意味があった。したがって、この箇所での「その事例」は、規則の「もとに」包摂されるものであるから、それは「実例」としての事例であると考えられる。つまり、包摂される「その事例」とは「包摂の対象」を意味するものなのである。第十九節からそれに相当する言葉を探すならば、「その事例」とは、「あるもの」(etwas) (V.237) および「眼前の対象」(dem vorliegenden Gegenstande) (V.237) を指していると言える¹²⁾。

つぎに、「賛意の規則としてのこうした根拠」とは何か。それは、第二〇節以降で論述されるように、「共通感の理念」(V.237)である。つまり、あらゆるひとに「共通の感情」(ein gemeinschaftliches Gefühl) (V.239) という「たんなる理念的規範」(eine bloße ideale Norm) (V.239) ないし「主観的原理」(ein subjektives Prinzip) (V.238) を指している。したがって、趣味判断における包摂とは、「眼前の対象」が「共通感」のもとに包摂されるというかたちでなされると言えるだろう。

さて、そうした包摂が正しくなされたという条件を満たしたときにはじめて、趣味判断にはあらゆるひとの賛同に対する必然性が与えられるのであった。これを逆に言うならば、あらゆるひとが賛同すべしと要求する趣味判断は、対象が共通感のもとに実際に包摂された場合の趣味判断であるべきなのである。ここには「事例」の二つの意味がともに含まれていると言える。

つまり、一方で「包摂の対象（≡实例）」としての事例が、他方で「包摂の事態（≡範例）」としての事例が認められる。そして、この両者があいまって、趣味判断に特有の範例的必然性が形成されることになるのである。

理論の場面では、实例が概念のもとに包摂されるとされたが、それと同じように、趣味の場面では、対象が共通感のもとに包摂されるというかたちをとる。実践の場面では、ある行為が、実際に規則の適用された場合であるならば、範例とされたのと同じように、趣味の場面では、ある趣味判断が、実際に共通感の適用された場合であるならば、範例となるのである。ここで注目すべきなのは、範例となるのが、包摂される対象や行為ではなく、趣味判断そのものであるということである。それは、共通感がまさに判断の原理であり、その原理が正しく適用された事態も、判断にはかならないからである。こうしてカントは、「私はここで私の趣味判断をこの共通感の判断の一例として陳述し、またそれゆえに私の趣味判断に範例的妥当性を付与する」(V239)と述べるのである⁹⁰。私の趣味判断、すなわち私実際に経験の下す趣味判断は、それが共通感のもとに正しく包摂された、共通感による判断であるという確信をもとにして、あらゆるひとの賛同を求めるものなのである。

三 確信と確証

共通感による判断は、対象が共通感のもとに包摂されるとい

うかたちでなされるはずである。しかし、規定された概念によつてではなく、共通感という無規定な感情ないし「無規定な規範」(unbestimmte Norm) (V239)によつて対象を規定しようとすることには、原理的な困難が存する。前者の場合、包摂の正しさを概念的に保証してくれるのに対して、後者の場合、包摂の正しさを感情的に保証することはできない。感情は、主観的なものでしかありえないからである⁹¹。それではいったい、趣味判断ではどのようにして包摂の正しさが確認されうるのだろうか。

認識判断の場合、「認識および判断は、それらにともなう確信とともに、普遍的に伝達されることができなければならない。そうでなければ、認識および判断に客観との合致は帰せられなだらうからである」(V238)。正しい認識判断では、対象の側に確実性が認められるだけでなく、主観の側に「確信」(Überzeugung)がともなう。「確信」とは、私的妥当性しかもたない「信念」(Überredung) (A848/B820)とは異なり、理性を有する人間すべてに妥当するということ意識に支えられたものである。言いかえれば、認識判断では、確信の「伝達可能性」が、それを信念と区別する外面的な試金石となっているのである⁹²。趣味判断の場合、「われわれがあるものを美しいと言明するすべての判断のうちで、われわれはだれにも違った意見であるのを容認しない」(V239)のであるから、やはりそこにも確信めいたものがあるにちがいない。それは、これまで見てきたところからすれば、共通感のもとに正しく包摂したという確信であ

るだろう。実際カントは、「その事例が賛意の規則としてのこのうした根拠のもとに正しく包摂されていることがつねに確か (sicher) でありさえすれば、そうした賛同を当てにすることもできるだろう」(V237) と言ひ、また「その原理のもとに正しく包摂したことが確か (sicher) でありさえすれば、客観的原理と同様に、普遍的賛同を要求しうるであろう」(V239) と述べており、ある種の確信について語っている。しかし、問題なのは、そうした確信がどこまで確実なものでありうるのかということである⁹⁹。またそれは結局、ある趣味判断が範例的であるという保証はどこに求められるのかという問題なのである。

あらゆるひとの賛同を求める趣味判断は、対象が共通感のもとに包摂されるというかたちでなされる。しかし、共通感とは「われわれの認識能力の自由な戯れから生じる結果」(V238) にほかならないのだから、趣味判断は結局、対象を機縁として自由な構想力が合法則的な悟性のもとに包摂される、というかたちをとることになる。しかし、こうした両能力の調和の感情をもとに包摂がなされる場合、「包摂は容易に誤ることがありうる」(V291) とすれば、実際の趣味判断は、その包摂の正しさをどのようにして確信しうるのだろうか¹⁰⁰。

こうした問題を解決する糸口になると思われる見解を、カントは趣味判断の主観的普遍妥当性を論じた第八節において展開している。それは次のようなものである。

「趣味判断そのものはあらゆるひとに、規則の一事例として、こうした同意を要望するだけである。この規則の一事

例に関して、趣味判断は、確証 (Bestimmtheit) を諸概念から期待するのではなく、他のひとびとの賛意から期待するのである。それゆえ、普遍的賛成は、一つの理念にすぎない (この理念がなにに基づくのかは、ここではまだ探究されない)。ある判断を下すと信じているひとが、実際にこの理念にしたがって判断していることは不確実 (unbestimmt) であるかもしれないが、それでも彼がその判断をこの理念に関係づけていることは、したがってこの判断が趣味判断であるはずだということは、彼が美という表現によって告げているのである。しかし彼自身としては、快適なものと善いものに属するすべてのものが、彼になお残る満足から分離されるとたんに意識することによって、そのことは確実だ (sicher) とおもえるのである。そしてそのことが、彼があらゆるひとから賛同を期待するすべてなのである。これは一つの要求 (Anspruch) である。彼は、こうした諸条件にしばしば違反して、そのために誤った趣味判断を下すことさえなければ、こうした諸条件のもとで彼はその要求のための権限をもつであろう」(V216)。

まずここで示唆されている、普遍的賛成の理念が基づくものとは、われわれが見てきた「共通感」であると言える。さてこの箇所では確実性をめぐって、二つの視点が提示されていると解釈できる。一つは、他者の視点である。他者からすれば、趣味の判断者が実際に普遍的賛成の理念にしたがって判断しているのかは「不確実」である。しかし他者は、判断者が美しいと

表現するかぎり、その判断を理念に関係づけている、それゆえ普遍的賛成が目指されしていると理解するのである。それに対して、もう一つの視点は、判断者自身の視点である。彼からすれば、「実際にこの理念にしたがつて判断していること」は「確実」だともわれる¹⁰。それは、無関心性の意識に支えられた確信からである。こうして、自己と他者、それぞれの確実性が相違するために、自分が実際に普遍的賛成の理念にしたがつて判断していることは、自己から他者への「要求」とならざるをえないのである。つまり、自分が実際に普遍的賛成の理念にしたがつて判断しているのだから、その規則の一事例として賛成してほしいと他者に要望するわけである。したがって、「この規則の一事例に関して、趣味判断は、確証を諸概念から期待するのではなく、他のひとびとの賛意から期待する」ことになる。言いかえれば、要求された普遍的賛成の「確証」は、実際の他者の判断に委ねられるのである。しかもその他者とは、前述のように、判断者の抱く確信をさしあたり共有していないひとびとでもある。趣味判断者は、自己の確信について不確実であるそうしたひとびとが賛同してくれることではじめて、自己の確信が確証されることができるのである。

こうした事情は、趣味判断の満足の必然性を問題にする場面でも、基本的には変わらないと考えられる。ここでは、もはやたんに表面的な同意が要望されているのではなく、共通感という根拠からの必然的な賛同が要求されており、要求の度合が強まってはいる。しかし、共通感のもとに正しく包摂したのは、

認識諸力の調和の感情だけを頼りにしたものであるため、判断者以外の他者にとつては原理的に不確実であるだろう。それゆえ、そのような他者からの賛同は、趣味判断者の必然性への要求を確証するものであり、また要求の根拠である共通感のもとに正しく包摂したことを確証するものでもあると言えるだろう。

だがそうした他者は、つねに私の確信を確証してくれるわけではない。ときに他者は、私の確信を問いに付すものとして現れる。つまり、「賛同すべきだ」という私の要求をはねつけ、「同意しない」と抵抗してくるものでもある。そのような他者に対して、われわれはどのように対処するのだろうか。カントはこう述べる。「われわれに不都合な他のひとびとの判断は、われわれの判断に関して疑念を起こさせる (bedenkenhaft) ことがありうるのはもつともであるが、しかし、われわれの判断が正しくないと確信させる (überzeugen) ことはけつてできない。それゆえ、趣味判断をだれかに強制するような経験的証明根拠は存在しないのである」(2:236) と。たしかに趣味判断は、ただ自己の確信の感情にもとづいて下されなければならぬ。すなわち、「趣味はもつぱら自律を要求する。他のひとびとの判断を自分自身の判断の規定根拠にすることは他律であるだろう」(2:238)。だがやはり、他者の異なった判断は「われわれの判断に関して疑念を起こさせる」ものである。それゆえ、自己の趣味判断の自律性を保ちながら、他者からの疑念に応えるためには、われわれは自己の判断が本当に正しくなされたのかどうかとつねに自己規制しつつ、自分の判断力を

開化していく必要があるだろう。

カントの趣味判断論に含まれる、こうした「共通感ないし直感的判断力の自己規制 (Selbstnormierung)」という構想¹⁰⁾のうち、フオッセンクルは「形而上学的独我論」(ein metaphysischer Solipsismus)を見出ししている¹¹⁾。つまり、カントは他者との具体的対話の意義を軽視し、たんに主観的で形式的な自己規制の構想を提示したというわけである。しかるにフオッセンクルによれば、「直感的実践として判断するなかで自己規制するという思想は、われわれが自分の判断の内容を伝達するときにしか意味をなさない。直感的討議のなかではじめて、判断能力は洗練され開化されることができるのである」¹²⁾。こうして彼は、趣味判断のうちで問題になる「独我論」と「コミュニケーション」との緊張関係を指摘している。

たしかに「カントにとつて実際に問題であるのはつねに、美の判断の伝達可能性 (Mitteilbarkeit) であつて、その伝達 (Mitteilung) ではない」¹³⁾と言える。しかしそれは、美の判断の伝達不可能性、デイスコミュニケーションの可能性も視野にいたれた結果であると考えられる。これまで見てきたように、われわれは自己の感情を他者に「直接的に」伝えることはできない。われわれはただ「美しい」と表現することで、この感情を他者にも伝達できるという確信を「間接的に」伝えることができるだけなのである。そして、趣味判断をめぐる「自己の確かさ」と「他者の不確かさ」のあいだで、「不確かな他者」の賛同の声は、自己の確信をやはり「間接的に」確証してくれるも

のなのである。また、たしかにカントにとつて重要なのは、判断の内容ではなく、判断の仕方である。しかしそれは、カントが判断の相違を、表面的な内容上の差異よりも、その根柢のほうから理解する必要があると考えたからであろう。ちょうど道徳の場面で範例となる行為が、外面的に何をなすべきかをではなく、内面的にどのような行為になすべきかを教示するように、趣味の場面で範例となる判断は、外面的に何を美しいと判断すべきかをではなく、内面的にどのように判断すべきかを提示するものなのである。それゆえカントにならつて、こう言えるのではなからうか。趣味判断において、われわれは正しい判断を学ぶことはできない、われわれは正しく判断することを学ぶことができるだけであると。

注

カントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集に基づき、巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字で記した。ただし「純粹理性批判」からの引用に限つては、慣例に従い、第一版をA、第二版をBとしてその頁数を記した。なお引用文中の「」内は、千葉によるものである。

(1) 管見によれば、カントがこうした区別を明示的に表明したのは、この箇所だけである。またそれ以前の著作で、こうした用語上の区別がつねに意識的になされていたとは言いがたい。さらにラウドンによれば、この区別は「完全に成功していない」¹⁴⁾と云う。Vgl. Loudon, Robert B., "Cocarts

of Judgement Exemplars in Kantian Moral Education," in: *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Bd.74, S.315. しかし、本稿はこの区別を趣味判断の特殊性の明確化に役立つかぎりでは参照するため、この区別自体の妥当性は考察しない。

(2) もとのドイツ語は *die Thaulichkeit oder Unthaulichkeit einer Handlung* である。この語は従来の翻訳では「ある行為をなすべきである」ということ、あるいはなすべきでないということ、「カント全集」第十一巻、理想社、一九六九年、四一五頁）、「それがしてよい行為か、してならぬ行為か」(「世界の名著 カント」、中央公論社、一九七九年、六四九頁)、「ある行為の為さるべき或は為さるまじき所以」(「カント 道徳哲学」、岩波書店、一九五四年、一六九頁) というように、規則の側面を指すものとして解釈されてきた。しかし、以下で論じられるように、ここで問題となっているのは、むしろ、ある概念や規則の实在性であり、その表示の仕方が理論と実践では異なっていることである。そうした観点からすれば、「ある行為の実行可能性ないし実行不可能性」と訳すほうが適切であると考えられる。

(3) 理論と実践の区別が対象領域による区別ではない点については、「それは理論では正しくても実践には役立つ点について、¹という俗言について」(二七九三年)を参照。「ひとは実践的規則でさえも一括して理論と呼ぶことがある。それはつまり、これらの規則が原理として何らかの普遍性において考えられ、しかるに規則の遂行にたいして必然的に影響を

およぼす一群の条件については度外視されるべきである。反対に、どんな活動でも実践と呼ばれるわけではない。実践と呼ばれるのは、ある目的を実現するとき、何らかの普遍的に表象された行動原理を遵守していると考えられる実現行為だけなのである」(VII, 275)。次節以降で論じるように、趣味判断では「範例」と「実例」の両側面が認められるため、両者の区別の根拠を、たんに対象領域の差異だけに求めることはできないと考えられる。

(4) Ritter, Joachim (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, 1971, S.821. Vgl. Buck, Günther, "Kants Lehre vom Exempel," in: *Archiv für Begriffsgeschichte*, Bd. XI, 1967, S.158.

(5) Vgl. V.351. 上の箇所では「Hypokryse」が *subiectio sub aspectum* と言いかえられている。

(6) Vgl. A.189/B.188. 上の文では「だが経験が、規則のものにある事例を与える」(Erfahrung aber giebt den Fall, der unter der Regel steht) と述べられる。

(7) 「道徳法則の客観的实在性は、いかなる演繹によっても証明できないし、経験をはなれたものであれ経験にもとづくものであれ、理論的な理性のいかなる労苦をつくしても証明できない……それにもかかわらずそれはそれ自身だけで確固と存立しているのである。」(V, 47)

(8) それゆえ、「道徳法則のためになされた行為の具体的事例として、範例は、道徳的判断の実例と同様に、道徳法則の(自由の)客観的实在性の理論的証明に役立つことはできず、

ただ義務に適った行為が実行可能であると表象することができるにすぎない」というように、範例がはじめて行為の実行可能性を表示すると解釈することは文字通りできない。Ritter, *Ibid.*, S.821.

(9) そうしたズレを強調するため、ドイツ語の 'und' を「それなのに」と対比的に訳した。

(10) ドイツ語は「要請する」が 'postuliert', 「要望する」が 'sintant' である。英訳の注によれば、「Ansinnen」と 'Zunutzen' はカンフによって互換的に用いられている。両方とも「期待する」と (to expect) を意味しており……しかし予期 (anticipation) の意味はなご。そして、(期待と予期の) 二義性を与えるために、'require' を両者の訳語としている。

cf. Puhar, Werner S., *Critique of Judgment* (translation with an introduction), Hackett Publishing Company, 1987, p.57. 'Ansinnen' は従来の邦訳では「あえて要求する」とされることが多いが、期待と要求の面を考慮し、また岩波文庫の大西訳を参考にして「要望する」と訳した(大西克禮訳『判断力批判 上巻』一九四〇年、一一九頁参照。ただし当該箇所では「要求」と訳されている。八五頁参照)。

(11) ウェンツェルは「与件」とは知覚のことである (Die 'Data' sind die Wahrnehmungen)』と述べている。Wenzel, Christian, *Das Problem der subjektiven Allgemeingültigkeit des Geschmacksurteils bei Kant*, Walter de Gruyter, 2000, S.112. ほかカンフの話題は「判断者ととの関係」においてほじめて明らかになる「必

然性」なのであり、それが以前の趣味判断自体の分析では解明されていないことである。そうした文脈からすれば、与件を知覚とみなすことは、誤りではないにしても、狭いと言わざるをえない。

(12) Allison, Henry E., *Kant's Theory of Taste*, Cambridge University Press, 2001, p.370.

(13) *Ibid.*, pp.370-71.

(14) フリソンは「陳述できない規則のもとに事例(特殊な評価)を正しく包摂する」と述べ、「事例」(instance)と「特殊な評価」(the particular appraisal)を並置しているが、その積極的な理由は述べられていないように思われる。それは結局、事例の二義性を明確にしていなかったためであると考えられ。 *Ibid.*, pp.147-48.

(15) この引用における「一例」(ein Beispiel) は、内容的には明らかに「範例」のことを指している。また、範例の必然性の説明において、「陳述できないある普遍的規則の一例とみなされる判断に対して、すべてのひとが賛同することの必然性」と言われる際の「一例」も、「規則の事例」である「範例」を指している。注一参照。

(16) 「諸表象のすべての関係は、諸感覚の関係ですら、客観的であることができる」(V.203) が、「ただし快・不快の感情に対する関係だけは、客観的である」とができません……この関係のうちで主観は、表象によって触発されるとおりに自分自身を感じる」(V.203f)』と言われる。

(17) 「それゆゑ、真ごみならず」(Fürwahrhalten) が確信であるか、それともたんなる信念であるのか、その試金石は外面的には、それを伝達し、どの人間の理性にも妥当するものと認める可能性なのである」(A820/B848)。

(18) カントは両方の箇所とも „sicher wäre“ と接続法で表現している。そこにある種の不確定性を読み取ることのできるかもしれない。

(19) 諸概念のもとに包摂する論理的判断力では、誤って包摂することが「そんなにしばしば、容易にはない」(V291)が、それに対して、直感的判断力の包摂には「論理的判断力には付随しない不可避の困難」(V290)があるとされる。「趣味判断の演繹」を扱ったこの箇所では、「この原理のもとに包摂する正しさについて生じる困難と疑念に関して言えば、この包摂は、直感的判断一般のこの妥当性に対する要求の合法性を、したがってこの原理そのものを疑わせるものではない」と述べ、重要なのは、「主観的諸根拠に基づいてあらゆるひとに妥当すると判断する原理の正しさだけ」であると言う(V291)。それに対してわれわれは、包摂に関する困難をまじめに受け取ることにはしたい。

(20) 「そのこと」(dasson) が何を指すのかについては解釈者によって意見が相違するが、「確実」と「不確実」との対比を考慮して、「実際にこの理念にしたがって判断していること」とした。cf. Pichar, *Ibid.*, p.60.

(21) Vossenkuhl, Wilhelm, "Die Norm des Gemeinsinns," in:

Autonomie der Kunst? Zur Aktualität von Kants Ästhetik, Akademie Verlag, 1995, S.122.

(22) *Ibid.*, S.122.

(23) *Ibid.*, S.119.

(ちば・けん 筑波大学大学院哲学・思想研究科)